

5 東彼告示第 7 3 号

東彼杵町お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 5 年 7 月 1 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町お試し住宅事業実施要綱の一部を改正する告示

東彼杵町お試し住宅事業実施要綱（平成29年告示第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる告示の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(貸付期間)</p> <p>第7条 お試し住宅の貸付期間は、<u>原則として3日以上30日以内とし、</u>前条に規定する契約書において定める。ただし、7月20日から8月31日までの期間は、町長が特に必要と認める場合を除き、原則として<u>3日以上7日以内とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 住宅の貸付け開始時間は、原則として前項に定める日の<u>午前9時</u>以降とし、貸付け終了時間は、貸付期間満了日の<u>午後4時</u>までとする。</p> <p>(賃貸借料等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>前項</u>により納めた賃貸借料等は、還付しない。ただし、次項に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(貸付期間)</p> <p>第7条 お試し住宅の貸付期間は、<u>                  2日</u>以上30日以内とし、前条に規定する契約書において定める。ただし、7月20日から8月31日までの期間は、町長が特に必要と認める場合を除き、原則として<u>          7日</u>以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 住宅の貸付け開始時間は、原則として前項に定める日の<u>午後1時</u>以降とし、貸付け終了時間は、貸付期間満了日の<u>午前11時</u>までとする。</p> <p>(賃貸借料等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第4項</u>により納めた賃貸借料等は、還付しない。ただし、次項に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>6 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。